

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。
→口ご氏名：

【2月は、4月から始まる「有休取得年5日義務化」

について、よくある質問のご紹介です。】

最近有休に関する相談は多いです。
今回はよくある質問をご紹介します。

★パート社員は対象外ですか？

→今回の「有休取得義務化の対象者」は、年 10 日以上の有休保有者です。

そうすると通常はパートさんは対象外になることが多いです。

しかし、、、

実務は有休の取得はパートさんの方が圧倒的に多いのが現状です。

よって、、、

「実務的にはパートさんのほうが、対象になる」と思います。

★うちの会社には有休はないのですが？

→有休は「6月以上勤務 かつ 出勤率 80%」をクリアすると、全ての労働者に付与されます。

これを下回るとは、労働基準法でできないことになっています。

★今回の法改正でなにが変わるのですか？

→今回の法改正では「年 5 日有休所得義務化」が、守れない会社は「罰則が適用される」ことが大きいです。

また、事実上「有休管理簿」が必要になり、パートさんが多い会社は、個々の労働条件によって日数が違うため、管理が複雑になります。

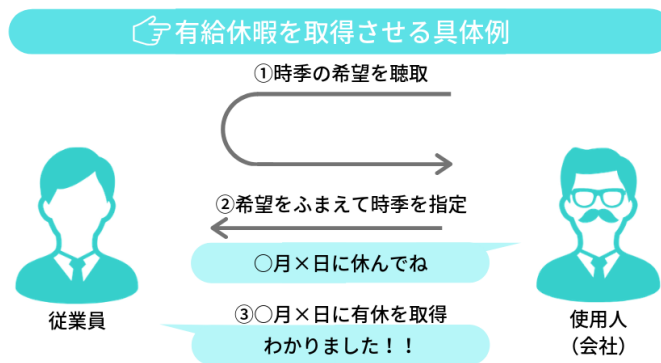
年次有給休暇管理表

平成〇〇年度																		
No.	社員番号	氏名	勤続年数	年末まで残日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	取得数	残日数

↑「有休管理簿」の例

実務的にはこのような管理簿で管理することになります。

また取得の具体例は以下のイメージです。



希望聴取→指定→双方確認
こんな流れになります。

【編集後記】

突然ですが1月にミャンマーを訪問します。

(これを書いているのは12月です)

皆さんはミャンマーをご存じですか？

ミャンマーといえば、、、

(ちなみにミャンマーはビルマのことです)

「ビルマの豎琴」

「アウンサンスーチーさん」

「インパール作戦」

のイメージでしょうか。

主なデータは以下です。

公用語：ビルマ語

人口：約5,000万人

通貨：チャット

最近の動きは、2015年11月8日、民政復帰後では初めてとなる総選挙が実施され、NLDが圧勝しました。

NLDは党首のアウン・サン・スー・チーの大統領就任を要求したものの、ミャンマー連邦共和国憲法の規定と国軍の反対によってそれはかなわず、次善の策としてスー・チー側近のテイン・チョーを自党の大統領候補に擁立しました。

テイン・チョーは2016年3月10日に連邦議会で大統領候補に指名され、3月15日には正式に大統領に選出、3月30日には連邦議会の上下両院合同会議で新大統領就任式が行われました。

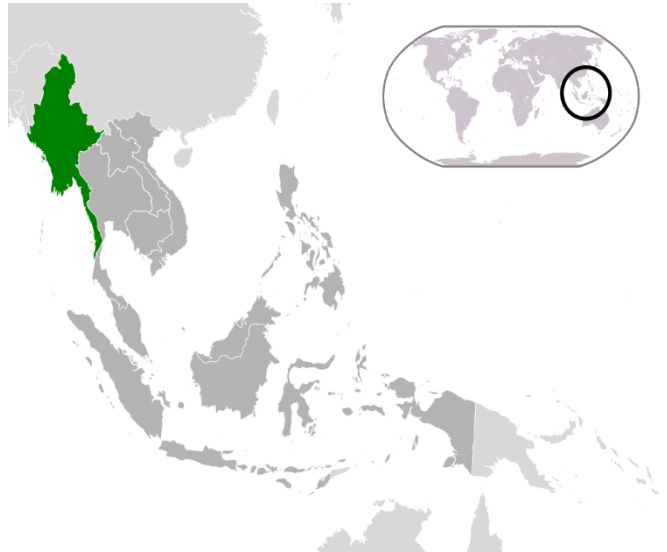
ミャンマーで文民大統領が誕生するのは54年ぶりで、半世紀余に及んだ軍人(及び軍出身者)による統治がやっと終結しました。

さらに、NLD党首のアウン・サン・スー・チーが国家顧問、外務大臣、大統領府大臣を兼任して政権の実権を握ったことにより、新政権は「事実上のスー・チー政権」と評されています。



↑首都のヤンゴン

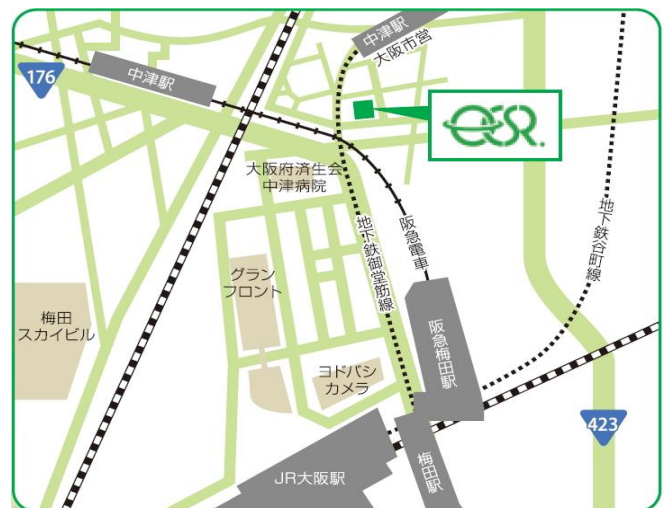
↓ミャンマーの位置



詳しいご報告は、次回以降お楽しみに・・・

大阪ホーチミン社労士事務所本店

代表社労士 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」

F A X 「06-6131-4933」